公費解体・撤去の申請に必要な書類

令和 8 年熊本地震で被災した家屋などの解体・撤去を希望する方へ

はじめにご確認ください

公費解体は、原則として罹災証明書または被災証明書で**「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」**と認定された建物が対象です。

改修のための一部解体や、建物の一部のみの解体・撤去は対象になりません。

申請できる方

- 原則として、宇城市内の損壊家屋等の所有者
- 所有者が亡くなっている場合は相続人

すべての申請者に必要な書類

ﾁｪｯｸ欄	提出書類	提出方法	備　考
□	**公費解体・撤去に係る申請書【様式第 1 号】**	原本	必要事項を記入し、確認事項を読んだうえで署名してください。
□	**罹災証明書または被災証明書**	原本 提示	住家は「罹災証明書」、非住家は「被災証明書」を提示してください。 解体する建物すべての判定が分かるものが必要です。
□	**申請者の本人確認書類**	原本 提示	代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。 ※詳細は裏面参照
		1 点で可	運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード その他（公的機関が発行した身分証明書のうち顔写真付きのもの）
		2 点必要	国民健康保険、健康保険、船員保険もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・共済年金・恩給の証書、学生証、社員証、その他顔写真なしの官公署発行の資格証など
□	**配置図・写真**	提出	敷地内の位置を示し、解体・撤去する対象物が分かる全景写真を添付してください。 建物のごとに四方向から撮影してください。

該当する方だけに必要な追加書類（提出）

ﾁｪｯｸ欄	該当する場合	必要な書類
□	**代理人が申請する場合**	□委任状【様式第 2 号】 □委任者の印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内） □代理人の本人確認書類（コピーでも可）
□	**共有者の代表者が申請する場合**	□代表者以外の共有者全員の同意書【様式第 3 号】 □共有者全員の印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内）
□	**賃貸物件（アパート・貸家等）の所有者が申請する場合**	□入居者全員の同意書【様式第 4 号】
□	**抵当権等（担保）の権利設定がされている場合**	□権利者の同意書【様式第 5 号】 ※金融機関等から解除証書等が交付されている場合は、同意書を省略できることがあります。 □印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内）〔個人の場合〕
□	**所有者が死亡し、遺産分割協議が完了している場合**	□「公正証書遺言書」もしくは「遺産分割協議書（相続人全員の実印押印）」 ※遺産分割協議書は次の書類が必要です。 □各相続人の印鑑登録証明書（写し） □相続関係証明書類（被相続人の相続関係が確認できる書類）
□	**所有者が死亡し、遺産分割協議が完了していない場合**	□所有者の出生から死亡までの戸籍等 □代表者（申請者）以外の相続人全員の同意書【様式第 3 号】 □各相続人の印鑑登録証明書（発行後 6 か月以内） ※相続人が 1 人の場合は、同意書と印鑑登録証明書は不要です。
□	**法人が申請する場合**	□商業・法人等の全部事項証明書（発行後 6 か月以内）

申請受付期限

令和９年３月３１日（金）

【書類の発行日と提出方法】

書類は、原則として令和 8 年 7 月 28 日以後に発行された原本を提出または提示してください。証明書に「発行後 6 か月以内」の指定がある場合は、その期間内のものをご用意ください。市が公簿等で確認できるときは、書類を省略できる場合があります。

【注意事項】

申請内容や建物の状況、所有・相続・権利関係によって、追加書類の提出をお願いする場合があります。

公費解体の実施決定後は、解体工事までに家財道具の搬出や水道・ガス・電気などの停止手続・浄化槽・便槽がある場合は汲み取り等が必要です。